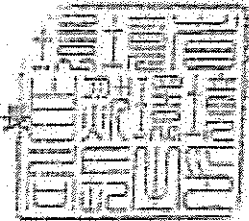


参考資料2

環自国発第 040114001 号
平成16年 1月14日

近畿地区自然保護事務所長 殿

自然環境局長



国立公園における利用の適正化を
図るための計画の作成について

今般、標記について別紙のとおり定めたので通知する。



国立公園における利用の適正化を図るための計画の作成について

1. 目的

国立公園における利用の適正化を図るための計画（以下「利用適正化計画（仮称）」という。）は、利用調整地区を指定し、その利用の適正化を図るに当たって、様々な関係者による合意形成の下で利用の調整等に関する各種事項を定めることにより、公園利用の適正化を円滑に進め、利用調整地区の風致景観を維持し、かつ、より深い自然とのふれあいと体験を提供することを目的として作成する。

2. 作成・変更の方法と体制

- ① 利用適正化計画は、自然保護事務所長が利用適正化計画検討協議会（仮称）において関係者と合意形成を図った上で、原則として土地所有者等の同意を得て作成し、インターネット等を活用し広く公表するものとする。なお、その際、自然保護事務所長は、国立公園課長と随時調整を図るものとする。
- ② 協議会は、利用適正化計画の策定及び変更について協議し、円滑な実施協力に向けた合意形成を図る目的で設置されるものであり、その構成員たる関係者はそれぞれの役割に応じて計画の実施に努めるものとする。
- ③ 関係者とは、関係行政機関、都道府県、市町村、地域住民、関係団体、土地所有者、自然環境等に関する専門家・研究者、自然環境の保護・管理者、公園利用の管理・巡視実施者、自然ふれあいプログラム実施者、指定認定機関等であり、協議会は、関係者を交えた開かれた検討の場を確保することにより行うものとする。
- ④ 自然保護事務所長は、モニタリングにより継続的に収集したデータに基づき、必要に応じて利用適正化計画を変更するものとし、その際には作成時と同様の方法により、関係者との合意形成等を図った上で広く公表するものとする。

3. 利用適正化計画の内容

利用適正化計画において記載を検討する項目は、おおむね次のとおりとする。

① 背景

(1) 当該地区の保護及び利用の現状

- ・当該地区の範囲（利用調整地区及び関連する周辺地域）を記載する。
- ・自然環境保全に関する関連法令等の指定状況、自然環境の特性、利用の現状等を記載する。

(2) 当該地区の保護及び適正な利用を図るための問題点及び課題

- ・植生その他の風致景観の保護上の問題点及び課題を記載する。
- ・質の高い利用を実現する上での問題点及び課題を記載する。

② 利用の適正化を図るための基本方針

- (1) 利用適正化計画により達成すべき目標
 - ・利用適正化計画により達成する自然環境の保護及び公園利用上の目標を記載する。
- (2) 地区内での利用のあり方に関する基本方針
- (3) 地区内の自然環境の保護及び管理に関する基本方針
- (4) 地区内での利用施設の整備及び管理に関する基本方針

③ 利用調整地区の指定に関する事項

- (1) 利用調整地区の名称
 - ・利用調整地区の名称を記載する。
- (2) 利用調整地区の区域
 - ・利用調整地区の区域線を図示等により記載する。
 - ・利用調整地区の区域を示す標識等の整備計画を記載する。
- (3) 利用調整の期間
 - ・利用調整を行う期間及びその設定理由を記載する。
- (4) その他
 - ・利用調整地区の指定の広報、利用調整地区の周知の方法を記載する。

④ モニタリング、モニタリングの評価及び計画への反映に関する事項

利用適正化計画は、公園利用を一定のルールとコントロールの下で行うことにより、原生的な自然環境を有する地域においても自然環境を荒廃させることなく、利用者のより深い自然とのふれあいと体験の場を確保していくことを目的として作成するものである。しかし、利用を調整することによる効果について正確に予想することは困難であることから、目標の設定とその達成状況に応じて適切に見直しを行うことが重要であり、モニタリング、モニタリングの評価及び計画への反映が継続的に実施される仕組みを内在させておく必要がある。

(1) 指標等の設定

利用の適正化を図るための基本方針で示した各項目に対し、それぞれの目標及び方針の達成状況を判断するための代表的な指標等を設定する。設定に当たっては、自然環境への影響のモニタリングのほか、利用面におけるモニタリングについても検討することが望ましい。

(設定例)

1) 自然環境の状況

- ・保護対象とした生物の種数及び個体数
- ・裸地面積
- ・定点撮影映像の変化

2) 利用のあり方

- ・利用者数及び利用時間
- ・利用者の利用形態及び利用場所の変化
- ・利用者の意識（満足度、再来希望、自然の理解度）の変化
- ・歩道等の利用施設の損傷度

(2) モニタリングの方法

指標等ごとに継続的に入手可能なモニタリングデータを抽出し、データの収集者、収集時期、収集頻度及び収集方法を記載する。この際、利用者及び利用者に同行するインタープリターによるモニタリングの方法についても検討すること。

(3) モニタリングデータの評価

- ・個別に収集されたモニタリングデータを集約、評価し、利用適正化計画の変更の必要性を検討する主体（以下「評価機関」という。）の名称、事務局及び構成員並びに評価の時期及び頻度を記載する。
- ・利用適正化計画の変更の必要性については、以下の観点から評価する。
 - 1) 利用の適正化に向けての基本方針で示した各項目ごとに、それぞれの方針の達成状況が十分であるか。
 - 2) 指標の設定及びモニタリングデータの入手方法が適切であるか。
 - 3) 評価機関の構成員並びに評価の時期及び頻度が適切であるか。

(4) 報告及び公表の方法

- ・上記(2)のモニタリングデータについては、収集者が収集後速やかに評価機関に報告することを明記する。
- ・上記(3)の評価結果及び利用適正化計画の変更案については、評価機関が、評価及び変更内容の検討後速やかに関係者及び国立公園課長へ報告するとともに、その公表の方法についても明記する。なお、公表方法については、インターネット等を活用し、できる限り広範に迅速に周知できる方法を検討する。

⑤ 立入認定の手續に関する事項

(1) 認定基準

- ・認定基準を記載する。認定基準は告示が必要であることから、特に国立公園課長との調整を密に行う必要がある。
- ・基準の設定は、できる限り客観的かつ具体的な項目を示すとともに、指定認定機関が現場で適正かつ確実に利用の認定が可能な基準でなければならない。
 - 1) 人数：利用者の人数調整には、以下のような例があり、これらを参考に利用者の人数を調整するための基準を設定する。

(設定例)

- ・一定区域（ルート）における一日、月間、年間等一定期間内の利用者数の上限
- ・一定区域（ルート）における同時滞留者数の上限
- ・その他利用形態ごとの利用者数の上限

- 2) 日数：利用調整を行う日数の設定には、以下のような例があり、これらを参考に利用者の利用日数を調整するための基準を設定する。

(設定例)

- ・一定区域（ルート）における月間、年間等一定期間内の立入可能日数の上限
- ・一定区域（ルート）における連続立入可能日数の上限

- 3) 禁止行為：野生動物の生息状況に影響を及ぼすおそれのある行為として、利用調整地区の区域内で禁止すべき行為を特定することができる場合には、その行為を特定し、その遵守義務を認定基準とする。

- 4) その他の基準：1)～3)に掲げた基準以外であっても、利用調整地区内の風致景観の維持及びその適正な利用に資するものとして、認定基準に追加すべきものがある場合には、必要に応じ追加する。

(設定例)

- ・滞留時間の上限
- ・宿泊利用の禁止の遵守
- ・焚き火等の禁止の遵守
- ・管理者等の同行

(2) 立入認定事務の実施方法

立入認定事務の実施方法等について、以下の事項を記載する。

- 1) 認定を行う事務所の場所
- 2) 受付の方法（郵便、インターネット等）及び人数調整の方法（抽選、先着順等）
- 3) 立入認定証の様式及び交付方法

(3) 注意事項（利用ガイドライン）

利用者の安全確保、より深い自然とのふれあいの推進及び自然環境の保護のため、利用者が行うべき又は利用者に推奨すべき注意事項がある場合には、「利用ガイドライン」として設定する。

（設定例）

- 1) 立入り前の衣服及び靴に付着した植物種子の除去
- 2) 自己の責任における安全管理のために必要な情報の入手及び理解並びに技術の修得
- 3) 自己の責任における安全管理の徹底
- 4) 野生動植物の保護に必要な装備の着用及び機材の使用
- 5) 立入時に得た情報の管理者への報告
- 6) その他自然環境の保全のために配慮すべき事項及び適正な利用促進のために推奨すべき事項

(4) 注意事項（利用ガイドライン）の周知

- 1) 利用者に注意事項（利用ガイドライン）を周知させ、できる限り遵守させるための普及啓発、情報提供等の実施方法を記載する。

（記載例）

- ・注意事項等を記載した利用の手引等文書の作成及び事前配布
 - ・立入り前の認定希望者を対象としたオリエンテーションの実施
 - ・ビジターセンターにおけるオリエンテーションビデオの随時上映
 - ・ビジターセンターにおけるリアルタイムな現場情報の提供
- 2) 利用者に対する普及啓発、情報提供等を実施する体制（実施機関、実施場所、関係機関との連携及び役割分担、実施機関の運営方法等）等を記載する。

(5) 利用者の指導

- ・巡視、指導等の実施計画（箇所、頻度等）を記載する。
- ・巡視、指導等を実施する体制（実施機関、実施場所、関係機関との連携及び役割分担、巡視、指導等の報告方法、各実施機関の運営方法（予算措置を含む）等）を記載する。

⑥ 自然ふれあいプログラムの提供等に関する事項

一定のルールとコントロールの下で、利用者により深い自然とのふれあいと体験を提供し、適正な利用を促進していくため、必要に応じて、自然ふれあいプログラムの作成及びその提供の方法等を記載する。その際、インタープリター等による支援体制が確保できる場合には、それらとの連携方法を記載する。

(記載項目例)

(1) 自然ふれあいプログラムの作成等

- ・プログラムの作成主体等
- ・プログラムの提供方法

(2) インタープリターとの連携

1) インタープリターの役割

- ・既存のインタープリターが担ってきた役割：利用者への情報や体験機会の提供、安全確保、技術、知識、意識に関する指導及び啓発等
- ・利用適正化計画における役割：現場での巡回及び指導、モニタリングデータの収集・報告等

2) インタープリターの強化に向けた取組

- ・講習会、研修等の実施、研修修了証の発行、研修修了インタープリターの公表等

⑦ 自然環境の再生、復元等に関する事項

過剰利用等により損なわれた自然環境の再生、復元等を実施していく必要がある場合には、その実施方法等を記載する。

(例：植生復元事業等の導入に関する記載項目)

(1) 対策が必要な対象とその現状

- ・対象の位置、範囲
- ・構成種及びその特性
- ・荒廃の実態と変遷及びその原因

(2) 対策事業

- ・事業の内容及び方法
- ・事業の実施主体、体制及び期間

(3) その他

- ・事業効果の確認と利用適正化計画のモニタリングとの関係

⑧ 利用施設の整備及び管理に関する事項

自然環境の保護と適正な利用の推進の観点から、利用施設を整備もしくは管理していく必要がある場合には、その実施方法等について、以下の項目を記載する。

- ・施設の種類、位置、整備基準、管理水準、工法、素材等
- ・利用施設の整備及び管理主体
- ・利用施設の整備及び管理の時期及び頻度